

## 「休泊川流域水害対策計画」の策定について

令和5年12月に群馬県初となる特定都市河川流域に指定した休泊川流域において、このたび、国、県、流域3市町(太田市、千代田町、大泉町)が連携し、特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づく「休泊川流域水害対策計画」を令和7年5月15日に策定しました。

### 1. これまでの経緯

令和元年東日本台風(台風第19号)では、休泊川流域において、大きな浸水被害が発生しました。流域の浸水被害をあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実行性を高め、浸水被害の防止・軽減を図るため、令和5年12月15日に、休泊川流域を群馬県初となる「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定しました。

令和6年2月6日には関係機関からなる休泊川流域水害対策協議会(以下、協議会という)を設置し、対策を検討してきました。

### 2. 計画概要

計画作成主体: 群馬県、太田市、千代田町、大泉町、国土交通省関東地方整備局  
計画期間: 概ね20年間  
計画対象降雨: 令和元年東日本台風相当の降雨(流域平均2日雨量約250mm)  
計画の目標: 床上浸水の解消及び床下浸水の軽減

#### 流域水害対策計画とは…

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、河川管理者等が共同して策定する法定計画です。

#### <参考>協議会構成員

構成員 群馬県(県土整備部長、環境森林部長、農政部長)、太田市長、千代田町長、大泉町長、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長  
オブザーバー 館林市長、明和町長、邑楽町長、東部農業事務所(農村整備課長、館林農村整備センター長)、太田土木事務所長、館林土木事務所長

「休泊川流域水害対策計画」及び「協議会の開催状況」は、県HPをご覧ください。  
<https://www.pref.gunma.jp/site/ryuikichisui/list6026-60118.html>



# 休泊川流域水害対策計画

令和7年5月

群馬県

太田市、千代田町、大泉町  
国土交通省関東地方整備局

計画本文は、群馬県 HP に掲載しています。

<https://www.pref.gunma.jp/site/ryuikichisui/701267.html>

